

## 平成23年東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故における 災害要援護者等に対する支援事業実施要領

### (趣旨)

第1 福島県(以下「県」という。)は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故により避難生活が必要となった災害要援護者に対して、関係団体と協力し、県内の旅館、ホテル、民宿等(以下「協力宿泊施設」という。)を借り上げ、災害救助法に基づく避難場所として活用するものとする。

### (対象者)

第2 この事業の対象者は、避難所に避難している被災者のうち、地震・津波による住居の損壊や、原発事故による住居が避難指示、屋内待避地域(30キロ圏内)にあるため、住居に戻ることが困難な者で、高齢者(65歳以上)、身体障がい者、乳幼児及びその付添等のほか、その他市町村が認めた者とする。

### (実施期間)

第3 県が一時受入れ施設として指定した県内の旅館、ホテル、民宿等に支援対象者が移転した日から公営住宅、仮設住宅等に入居するまでの間とする。

### (被災市町村への協力宿泊施設の割振り)

第4 県は、避難所における避難者等を勘案し、被災市町村に対し協力宿泊施設を割り振るものとする。

### (対象者の協力宿泊施設の割振り)

第5 被災市町村は、協力宿泊施設の割振りを受けた場合は、速やかに対象者の協力宿泊施設の割振りを行うものとする。

### (協力宿泊施設への連絡調整)

第6 被災市町村は、対象者が協力宿泊施設を速やかに利用できるよう、協力宿泊施設との連絡調整を行うものとする。

### (避難実績の報告)

第7 被災市町村は、協力宿泊施設に災害要援護者を避難させた場合、速やかに次に掲げる事項を記載した避難実績報告書(様式1)を県に提出するものとする。

- (1) 旅館ホテル名
- (2) 氏名
- (3) 性別
- (4) 年齢
- (5) 住所
- (6) 対象者の要件(上記第2)

## (7) その他

2 被災市町村は、災害要援護者の退去又は入所等による移動があった場合、速やかに避難実績変更報告書(様式2)を県に提出するものとする。

## (受入実績の報告)

第8 協力宿泊施設の営業者又は管理者は、被災市町村から対象者を受け入れた場合、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を県に提出するものとする。また、債権者登録(変更)申請書(様式4)を併せて提出するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 住所
- (5) 対象者の要件(上記第2)
- (6) その他

## (借り上げ費用)

第9 協力宿泊施設の借り上げ費用については、次のとおりとする。

- (1) 1泊3食に必要な食事及び室料等の1人当たりの借り上げ料の上限は5,000円とする。
- (2) 1泊に必要な室料の1人当たりの借り上げ料の上限は3,000円とする。

## (費用の負担)

第10 事業の実施に伴い発生する借り上げ費用は、公費負担とする。

## (費用の請求)

第11 避難所に指定された協力宿泊施設の営業者又は管理者は、半月ごとに請求できるものとする。

## (費用の支払い)

第12 協力宿泊施設の営業者又は管理者は、請求書(様式5)による県に経費の請求をするものとする。県は、請求があったときは、請求書を受理した日から14日以内に、かかる金額を支払わなければならない。

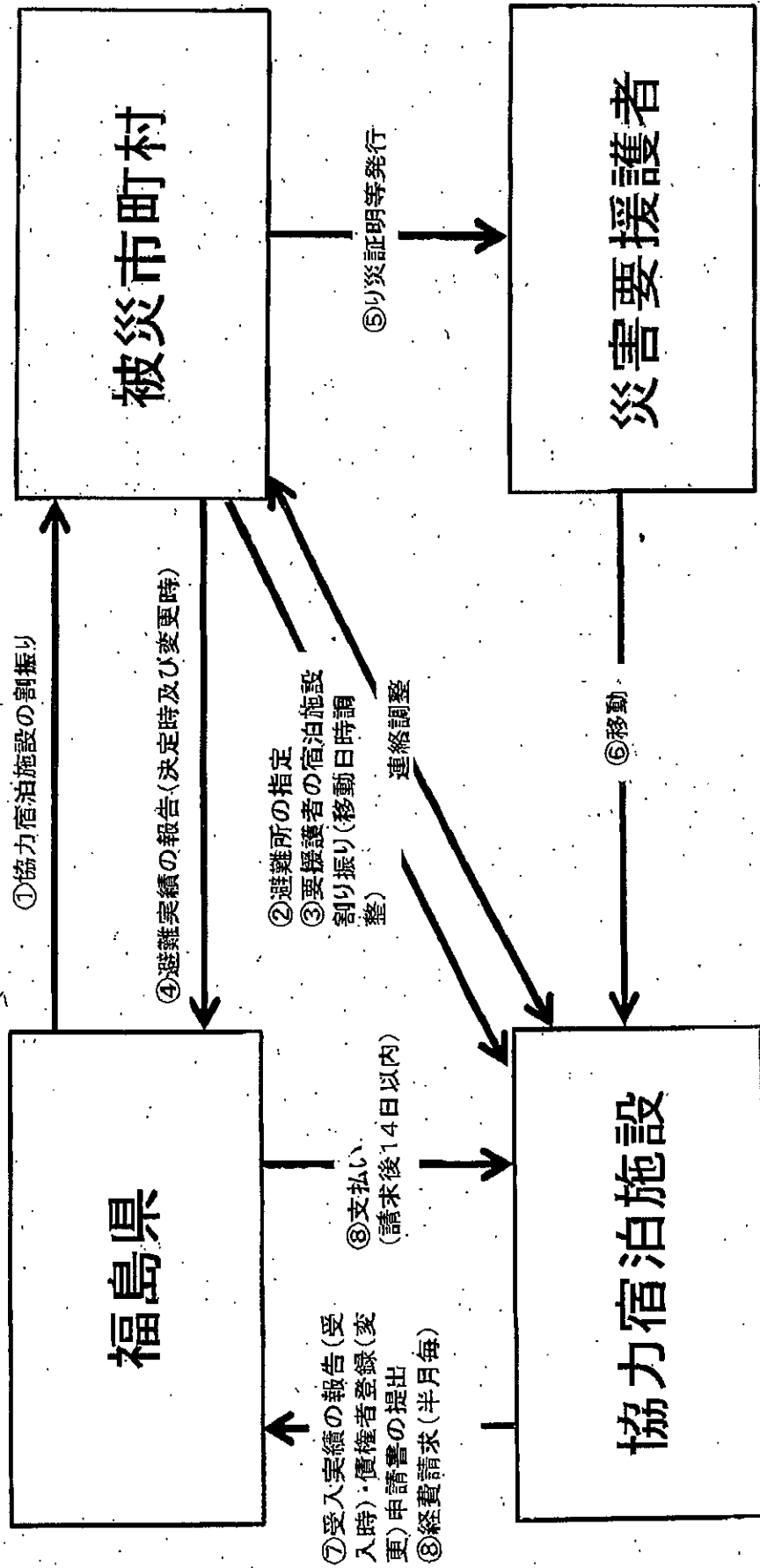
## (その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、県、市町村及び協力宿泊施設が協議の上、定めるものとする。

## (附則)

この要綱に定める支援事業は、平成23年4月1日から実施するものとする。

# 災害要援護者等に対する支援事業について



⑦受入実績の報告(受入時)・賃権者登録(変更)申請書の提出  
⑧経費請求(半月毎)

③支払い(請求後14日以内)

①協力宿泊施設の割振り

④避難実績の報告(決定時及び変更時)

②避難所の指定  
③要援護者の宿泊施設割振り(移動日時調整)

⑤災害証明等発行

⑥移動

協力宿泊施設

被災市町村

災害要援護者

